

第24回中川村リニア中央新幹線対策協議会 次第

令和3年3月16日（火） 午後7時00分

中川文化センター 2階 小ホール

1 開 会

2 あいさつ

3 委員委嘱

4 報告事項

(1) JR東海

- ・渡場交差点付近における環境測定について
- ・トンネル工事進捗状況について
- ・工事用車両台数について

(2) 長野県

- ・(主)松川インター大鹿線改良事業について
- ・半の沢維持管理等に関する確認書について
- ・飯田市・喬木村への発生土運搬について

5 協議事項

(1) 小和田地区基盤整備事業

- ・事業概要について
- ・発生土等の運搬について

6 その他

7 閉 会

第24回 中川村リニア対策協議会 資料

令和3年(2021年)3月16日

東海旅客鉄道株式会社 中央新幹線長野工事事務所(大鹿分室)
中央新幹線南アルプストンネル新設(長野工区)工事共同企業体
中央新幹線伊那山地トンネル新設(青木川工区)工事共同企業体

1

本日のご説明内容

- ① 環境測定について
- ② 南アルプストンネル(長野工区)工事について
- ③ 伊那山地トンネル(青木川工区)工事について
- ④ 工事用車両台数について
- ⑤ その他

渡場地区における環境測定について

20210310 中川村
第24回対策協議会資料(事前)

今後の工事用車両の本格的な通行に先立つ現況把握を目的として
渡場地区において環境測定を実施しています。

○測定項目

- ・大気質(窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の濃度)
- ・騒音
- ・振動

○測定期間

2018年11月から通年測定



測定箇所



騒音・振動
測定機器



大気質測定
ハウス

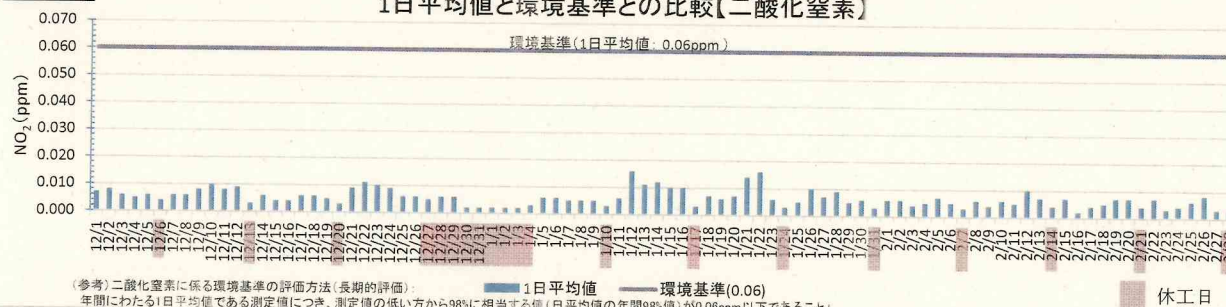
3

20210310 中川村
第24回対策協議会資料(事前)

渡場交差点における環境測定結果(12~2月)

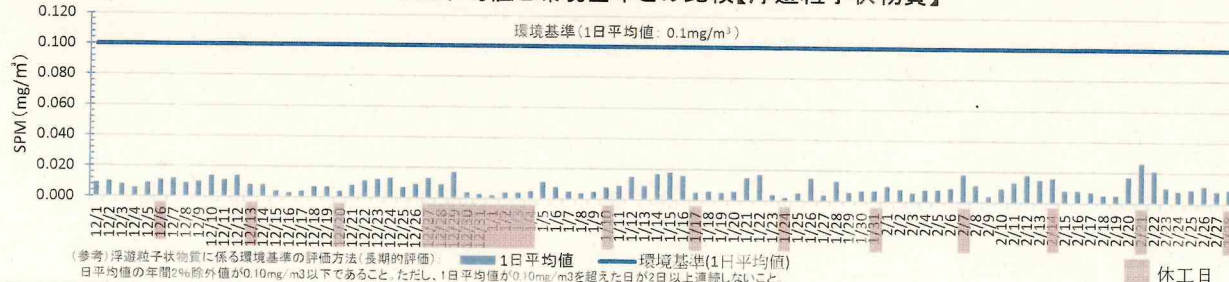
二酸化窒素

1日平均値と環境基準との比較【二酸化窒素】

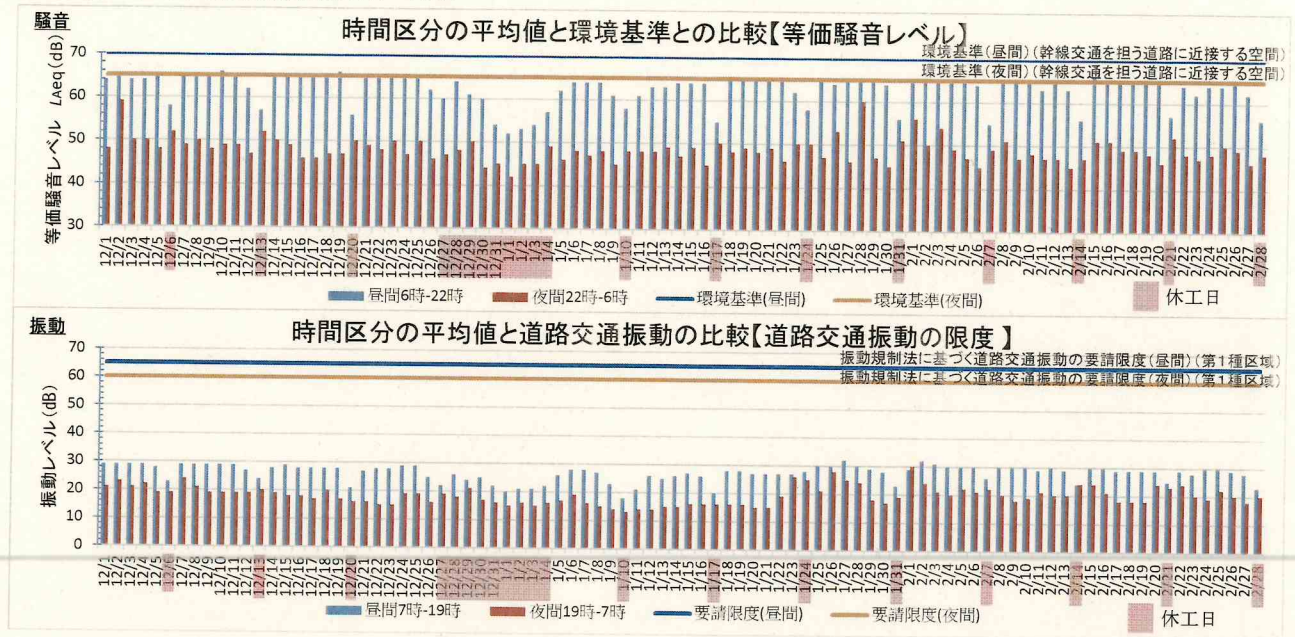


浮遊粒子状物質

1日平均値と環境基準との比較【浮遊粒子状物質】

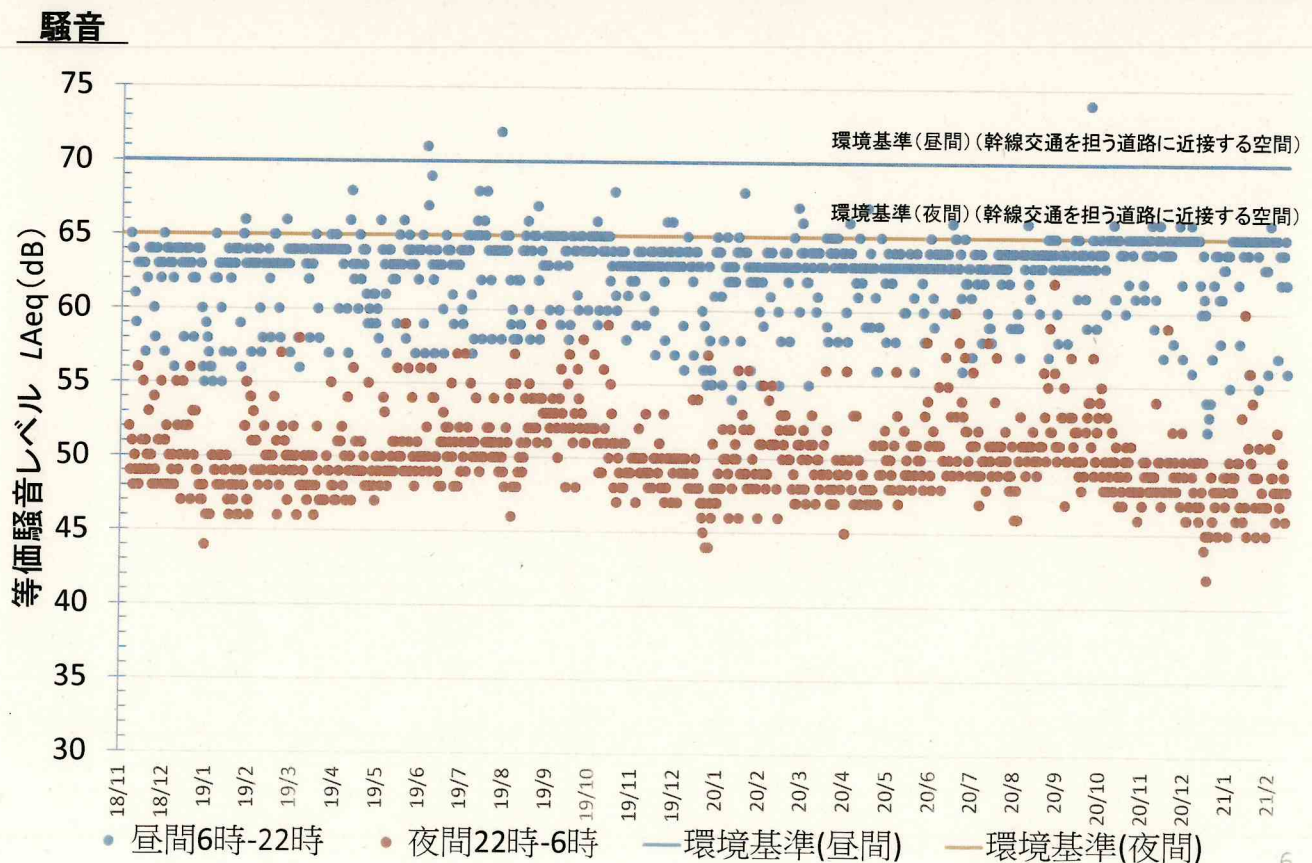


渡場交差点における環境測定結果(12~2月)

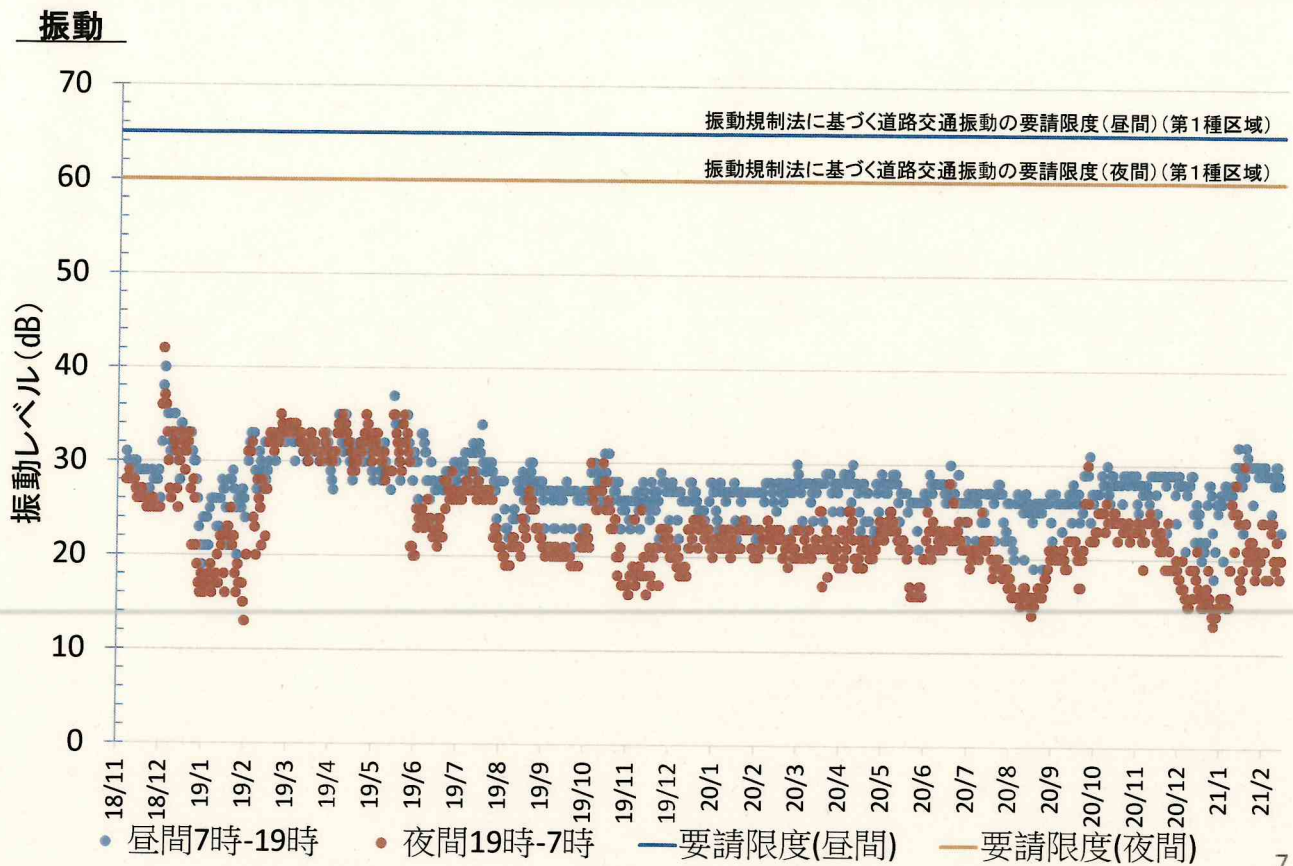


18

(参考)騒音測定結果 測定開始からの推移



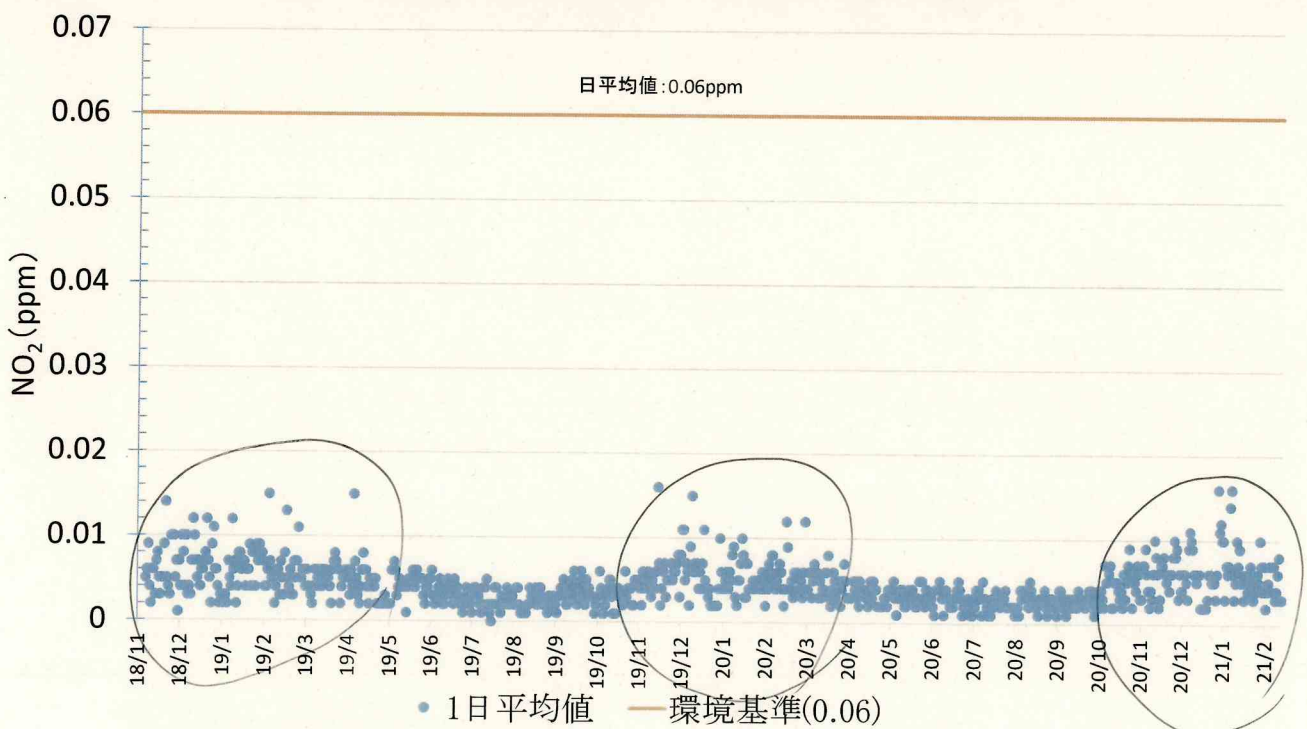
(参考)振動測定結果 測定開始からの推移



7

(参考)大気質測定結果(二酸化窒素) 測定開始からの推移

1日平均値と環境基準との比較【二酸化窒素】



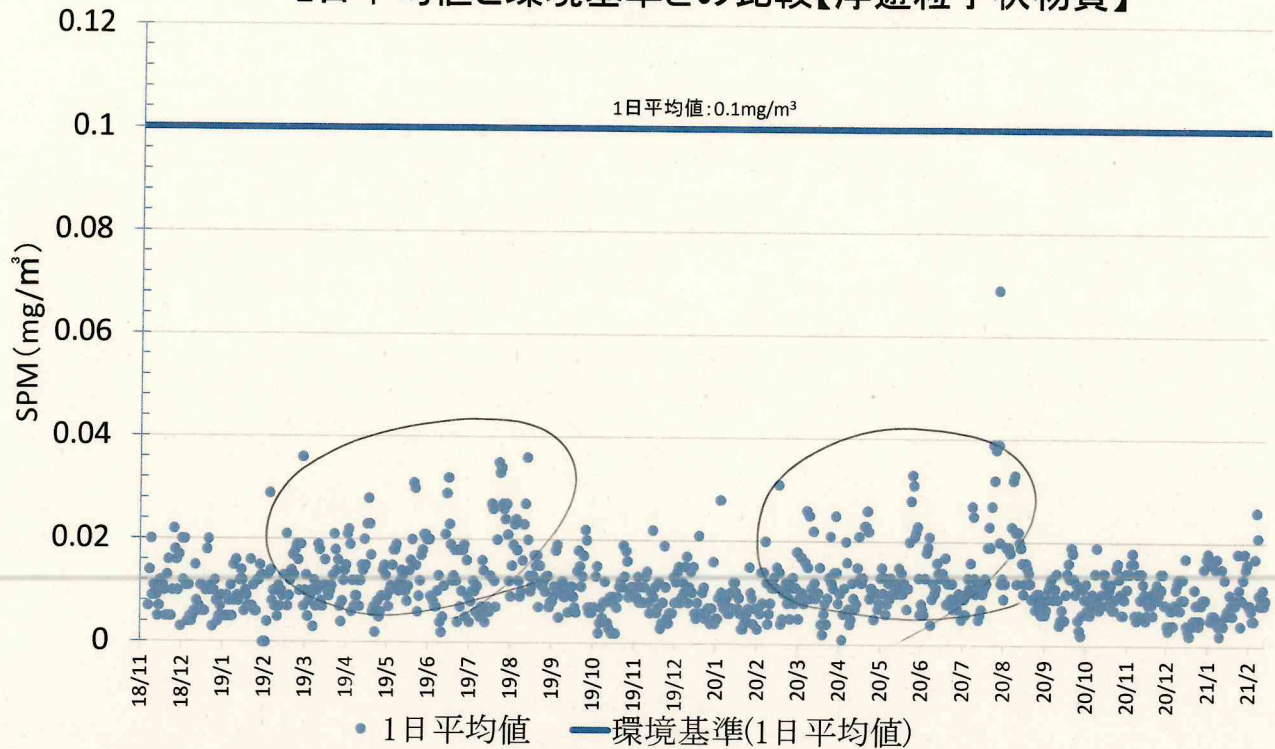
(参考)二酸化窒素に係る環境基準の評価方法(長期的評価):

年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の低い方から98%に相当する値(日平均値の年間98%値)が0.06ppm以下であること

8

(参考)大気質測定結果(浮遊粒子状物質) 測定開始からの推移

1日平均値と環境基準との比較【浮遊粒子状物質】



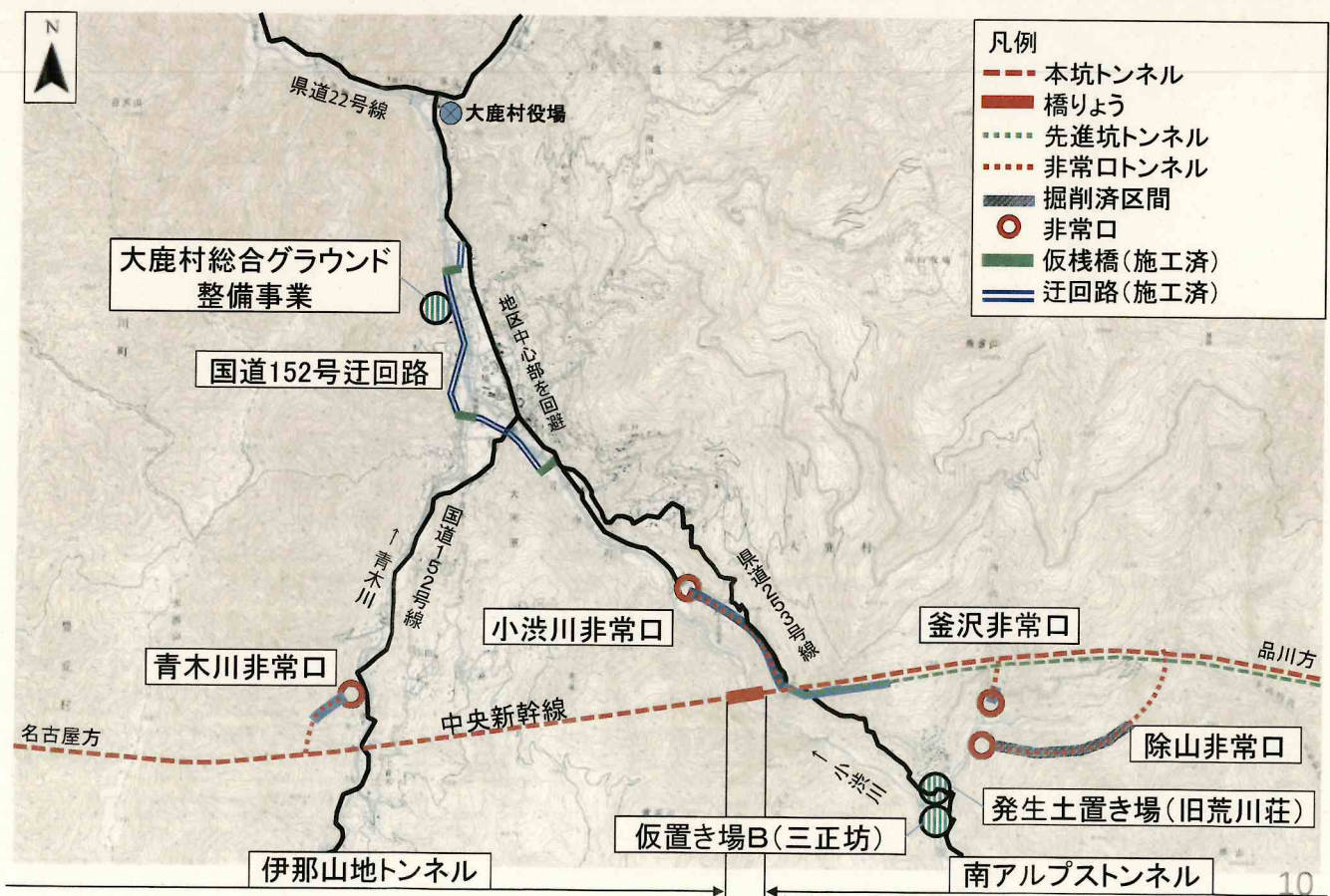
(参考)浮遊粒子状物質に係る環境基準の評価方法(長期的評価):

日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m³以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。

9

大鹿村の工事進捗状況

20210310 中川村
第24回対策協議会資料(事前)



小渋川非常口方面の状況

20210310 中川村
第24回対策協議会資料(事前)

- ・ 小渋川非常口は、先進坑(小渋川斜坑―釜沢斜坑間)の延長約1,600mのうち、約4割の掘削が完了しております。
- ・ 先進坑を掘削した発生土のうち、自然由来重金属等の溶出試験の基準値を下回った発生土については、飯田市及び喬木村事業に活用していただいています。
- ・ 基準値を上回った発生土については、環境保全計画に基づき、仮置き場E(小渋川変電所予定地)の要対策土仮置き場に仮置きをしています(前回12月協議会で説明した以降、基準値を上回った発生土は1日分のみです)。要対策土の搬出計画については、改めてご説明します。

小渋川先進坑 施工状況(3月3日時点)



小渋川先進坑 坑内状況(3月3日時点)



11

除山・釜沢非常口方面の状況

20210310 中川村
第24回対策協議会資料(事前)

- ・ 除山・釜沢非常口につきまして、1月19日よりトンネル掘削作業を再開いたしました。
- ・ 除山非常口は、斜坑延長(約1,870m)の約7割の掘削が完了しています。
- ・ 釜沢非常口は、斜坑延長(約350m)の約4割の掘削が完了しています。
- ・ 発生土は仮置き場へ運搬しています。

除山非常口 施工状況(3月3日時点)



釜沢非常口 施工状況(3月3日時点)



12

- ・ 青木川非常口は、斜坑延長(約600m)の約5割の掘削が完了しています。
- ・ 現在は昼間作業のみの発破掘削を行っています。今後、工事の進捗に応じて夜間作業を開始させていただきます。夜間作業開始時は改めて関係する地区の方にお知らせさせていただきます。
- ・ 発生土については、喬木村事業に活用していただいています。
- ・ 深ヶ沢地籍の発生土置き場(青木川)では青木川の護岸工及び造成工を行っています。



8

主要地方道松川インター大鹿線 工事用車両通行台数

20210310 中川村
第24回対策協議会資料(事前)



渡場交差点通行車両台数 (台/日)

	JR工事に伴う車両	飯田市・喬木村事業への運搬に伴う車両
R2.12実績	16.8	105.6
R3.1実績	18.3	185.1
R3.2実績	24.9	255.0
R3.3実績	23.0	280.4
	JR工事に伴う車両	飯田市事業への運搬に伴う車両
R3.4~R3.6 予定	30.6	144.0

※ 表記の工事用車両台数は、いずれも「月別日平均の値」です。往復の台数です。R3.3は3/10までの実績です。

※ 「月別日平均」とは、月延総台数を1月当りの工事稼働日数で割り戻した数値です。

主要地方道松川インター大鹿線道路改良工事 位置図

事業概要

○主要地方道松川インター大鹿線道路拡幅工事に関する基本協定書(H28.6.22～R3.12.15)

- ・区間1 : 道路拡幅工 L=295.3m 令和2年2月20日契約 吉川建設株式会社
- ・区間2 : 道路拡幅工 L=118.8m 令和2年2月20日契約 神稲建設株式会社
- ・区間3 : 道路拡幅工 L=168.7m 令和元年11月28日契約 吉川建設株式会社
- ・区間4 : 道路拡幅工 L=230.7m 令和元年11月26日契約 株式会社岡谷組
- ・区間5 : 道路拡幅工 L=244.0m 平成31年3月28日供用(東山トンネル供用に合わせ供用)
令和2年5月11日供用 (7月豪雨により通行止め 7/1～11/30)
- ・河川内道路 L=3.3km

○主要地方道松川インター大鹿線道路トンネル工事の施行に関する協定書(H28.3.14～R1.7.31)

- ・西下トンネル : トンネルL=878m 平成30年12月15日供用
- ・東山トンネル : トンネルL=1,201m 平成31年3月28日供用

○県単交通安全対策(一種)工事

- ・中川村 渡場 : 歩道設置 L=86m 令和元年9月 工事完了

○その他工事 (R2施工)

- 1)防災工事 : 渡場～西下トンネル区間 2箇所予定、復旧工事 1箇所
- 2)道路情報提供設備 : 西下トンネル・東山トンネル カメラ設置、四徳大橋;対向車センサー設置
- 3)道路改築事業 : 二軒屋 道路詳細設計



河川内道路の通行時間について

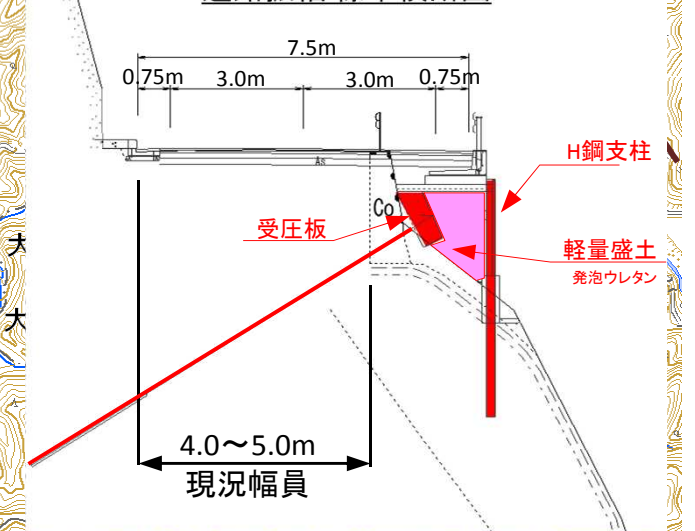
令和3年3月31日(水)まで
7時～17時(月～土曜日)

↓(変更)

令和3年4月1日(木)から
7時～18時(月～土曜日)



道路拡幅 標準横断面図



主要地方道松川インター大鹿線半の沢道路改築工事に伴う
道路施設の維持管理等に関する確認書（案）

長野県飯田建設事務所（以下「甲」という。）と中川村（以下「乙」という。）は、甲が実施する主要地方道松川インター大鹿線半の沢道路改築工事に伴う道路施設（盛土全体含む）（以下、「道路施設」という。）の維持管理等について、次のとおり確認する。

（目的）

第1条 本確認書は、道路施設の維持管理等について定め、良好に維持することを目的とする。

（位置）

第2条 工事の位置は、別紙1のとおりとする。

（道路区域の範囲及び維持管理）

第3条 甲は、別紙2の「赤」で示した範囲を道路区域とし、道路施設を道路法第42条に基づき維持管理するものとする。

また、甲は維持管理にあたり、学識経験者の知見を得ながら、計測機器等により道路施設を常時監視できる体制を確保するものとする。

（道路区域外の機能維持及び維持管理）

第4条 甲は、別紙2の「緑」で示した土砂止えん堤の堆砂敷について、道路施設の機能を維持するための維持管理を行うものとする。

2 乙は、河川及び森林の保全、河畔林の整備等を行い、土砂止めえん堤上流域の治水に努めるものとする。

（情報伝達体制の確立）

第5条 自然災害等により道路施設の機能に支障を及ぼす恐れ、あるいは支障が生じた場合に備えて、甲乙は連携して相互に情報共有に努めるとともに、甲乙は道路利用者や関係機関等への情報提供等を速やかに実施できる体制を確立する。

（公共物管理条例）

第6条 本確認書の取り交わしにより、甲の行為について、中川村公共物管理条例第14条に基づき、条例の規定による乙の許可又は承認があったものとする。

（有効期限）

第7条 本確認書は、本確認書の締結日から有効とし、特に期限の定めは無いものとする。

(その他)

第8条 本確認書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度
甲乙協議して処理するものとする。

以上、確認書締結の証として、この確認書を2通作成し、甲及び乙おの
記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

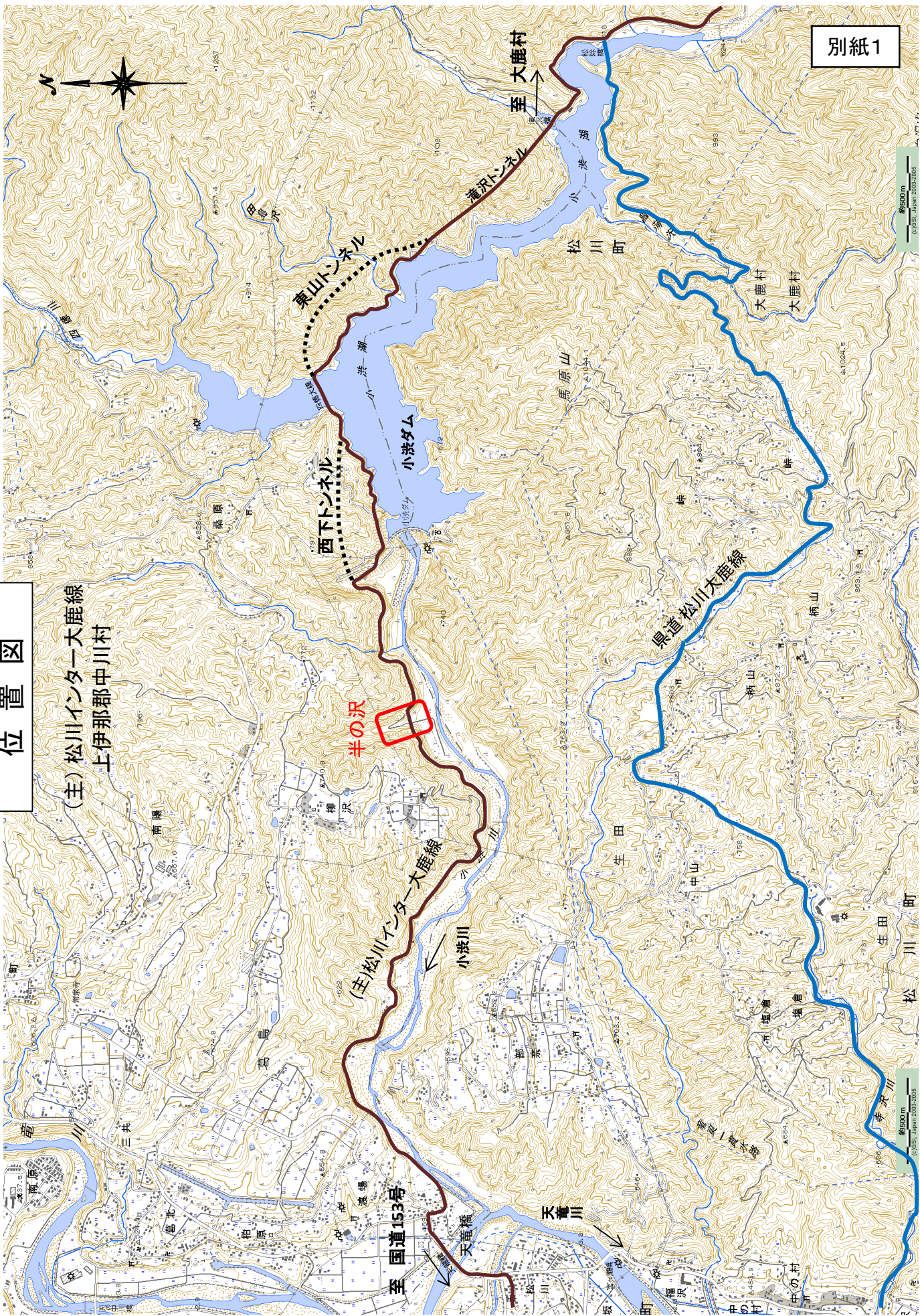
令和 年 月 日

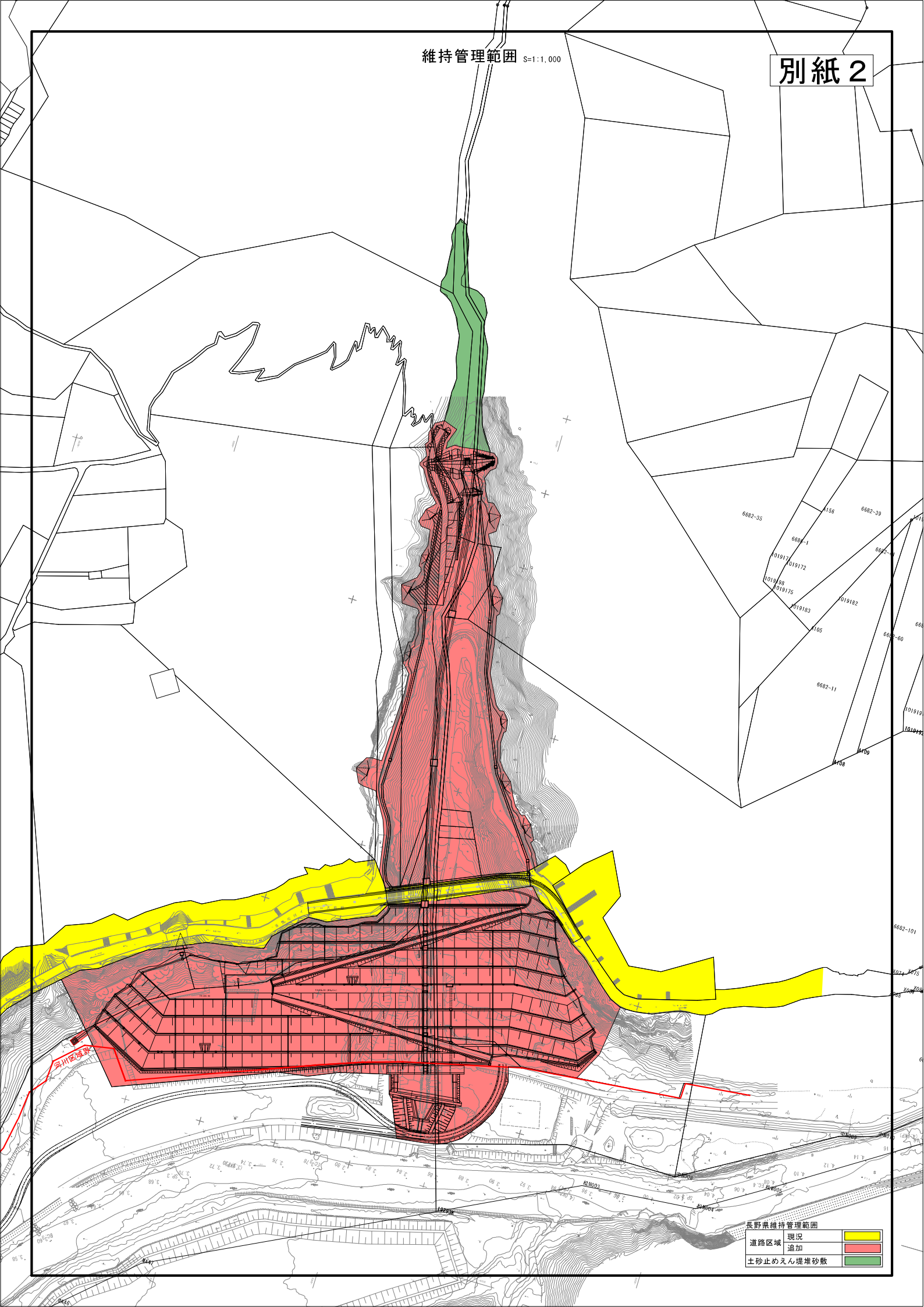
甲 長野県飯田市追手町2丁目678
長野県飯田建設事務所長 細川 容宏

乙 長野県上伊那中川村大草4045番地1
中川村長 宮下 健彦

位置図

(主) 松川インター大鹿線
上伊那郡中川村





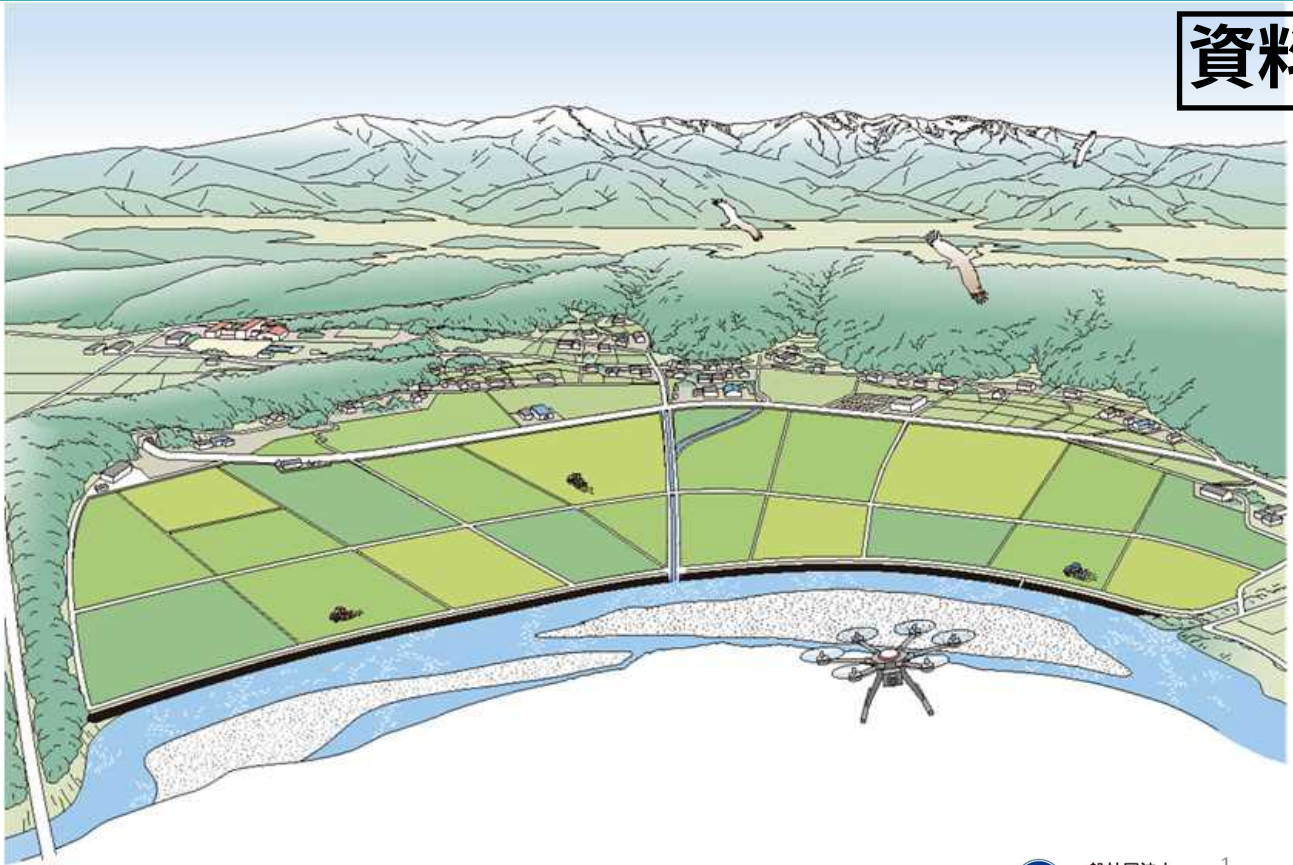
6682-35
156
6682-39
668-1
01917
019172
019198
019175
019183
019182
105
6682-11
6682-60
01919
101999
6682-101
024-0075
008
6

河川区境界

長野県維持管理範囲	
道路区域	現況
追加	
土砂止めえん堤堆砂敷	

魅力ある安全な地域を目指して（小和田地区）

資料 3



cct 一般社団法人 中部地域づくり協会¹

出水時と平常時

出水時



令和2年7月8日

平常時



令和2年5月13日

平成18年7月豪雨災害写真



3

魅力ある安全な農地造成を目指して

事業の目的

1. 災害に強い安全な地域づくり
2. 将来を見据えた農地の保全・高度利用への整備

※ 魅力ある地域を目指す

災害に強い安全な地域づくりへ

1. 流域治水プロジェクト実施地区として
関係機関とともに事業を進める
2. 農地を「嵩上げ」し浸水被害を軽減する

小和田地区の農地・家屋の浸水被害を軽減し安全・安心な地域にするとともに、次世代農業の実施等、安定した地域を創出することを目的として基盤整備事業を進める

5

将来を見据えた農地の保全・高度利用

嵩上げ・土地改良による農地改善

（スマート農業の推進と農業関係事故撲滅を目指して）

1. 水害の無い優良農地の確保
2. 先進技術によるスマート農業、無人化作業の推進基盤整備
3. 大型農業機械の安全な搬入・搬出が可能な農道整備
4. 次世代が営農可能な農地の保全をめざして
農地の集約化・大型化

6

土地改良事業

1 事業主体

土地改良事業 中川村団体営施工

2 リニア発生土を使い農地の嵩上げを実施する

7

当面の方針(案)

1. 国道路面までの嵩上げ
2. 天竜川堤防の整備要望
3. 将来を見据えた農地の保全・高度利用



地権者と協議し決定

8

中川村小和田地区の基盤整備事業に関する申し合わせ

長野県上伊那郡中川村（以下「甲」という。）、国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所（以下「乙」という。）、長野県伊那建設事務所（以下「丙」という。）は、中川村小和田地区（以下「小和田地区」という。）における基盤整備事業の実施に関して、次のとおり申し合わせする。

（事業の目的）

第1条 近年、各地で計画規模を超える洪水により甚大な被害が発生していることを踏まえ、小和田地区において、関係機関が協力して事業を実施することにより、農地・家屋の浸水被害を軽減し、安全・安心な地域にするとともに、次世代農業の実施等、安定した地域を創出することを目的とする。

（事業の種類）

第2条 第1条の目的を達成するため、甲、乙及び丙は、各々の所管事業について調整・協力して行う。

- (1) 基盤整備事業（土地改良事業等）
- (2) 河川改修事業（合流点処理を含む）
- (3) 上記事業に伴う公共施設の計画・改良

2 事業に必要な土砂は、小渋ダム堆積土等の国直轄事業発生土及び中央新幹線建設工事発生土を最大限活用するように調整し、資源の有効活用と経費の削減を図る。

（事業を実施する者）

第3条 前条各号に掲げる事業を実施する者は、それぞれ次のとおりとし、事業区域等については必要に応じて調整を行うものとする。

- | | |
|-----------------------|------------|
| (1) 基盤整備事業 | 甲が実施する |
| (2) 河川改修事業 | 甲、乙、丙が実施する |
| (3) 上記事業に伴う公共施設の計画・改良 | 甲、丙が実施する |

（事業調整）

第4条 事業調整は、各機関で構成する調整会議で行うものとする。なお、会議の開催は、甲が招集するものとする。

（事業の実施に伴う法手続き等）

第5条 事業を実施するために必要となる関係法令上の諸手続きに関する事務は、甲、乙及び丙各々が行うものとし、必要に応じて相互に協力するものとする。

（その他）

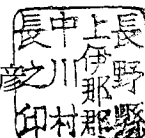
第6条 この申し合わせに定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して対処するものとする。

この申し合わせの成立の証として本書3通を作成し、各々が記名押印のうえ各1通を保管する。

令和 3年 3月 9日

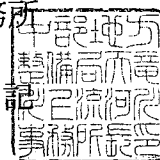
甲 長野県 上伊那郡 中川村

村 長 宮下 健彦



乙 国土交通省 中部地方整備局 天竜川上流河川事務所

所 長 伊藤 誠記



丙 長野県 伊那建設事務所

所 長 米倉



位置図

